

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

- ケ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項又は第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- コ 廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項（廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- サ コに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、コの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の同令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- シ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ス 暴力団員等
- セ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからスまでのいずれかに該当するもの
- ソ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの
- タ 個人で規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの
- チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 知事は、第9条の許可の申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。
- (1) 特定事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。
 - (2) 特定事業区域内の表土が土砂基準に適合する土砂等であること（特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造が当該特定事業による土壤の汚染を防止するものであること。）。
 - (3) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。
 - (4) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。
 - (5) 申請者が前項第4号アからチまでのいずれにも該当しないこと。